

令和6年度四万十町介護給付適正化事業PDCAシート

	重点的に 取り組む 事業	事業	計画(P)				実行(D)		評価(C)		改善(A)	
			内容	実施計画	数値目標	実施する理由(背景)	実施上の課題等	実施計画に対する実績	数値実績	実施後の分析、検証	変更計画	実施上の課題等
			記載方法等	記載時期:年度当初 記載内容:実施計画 (実施する内容、実施時期、実施体制など)	記載時期:年度当初 記載内容:実施計画の数値目標 (回数や実施率など)	記載時期:年度当初 記載内容:実施計画を実施する理由(背景) 実施計画を実施する目的	記載時期:年度当初 記載内容:実施計画を実施するにあたり、 想定される課題など	記載時期:年度末 記載内容:実施計画に対する実施状況	記載時期:年度末 記載内容:数値目標に対する実施 数値	記載時期:年度末 記載内容:実施後の分析、検証結果 (事業を実施した結果分かったこと 及び検証結果など)	記載時期:年度末 記載内容:実施後の分析、検証結果をもとに 必要に応じて変更した実施計画	記載時期:年度末 記載内容:変更計画を実行するに当たり、 想定される課題など
①		要介護認定の適正化 (要介護認定調査の 事後点検)		・委託調査については、事業所からの提出後に、 主任ケアマネジャーによる判断基準と特記事項の 記載内容の整合性の確認を行う。 ・直営の新任調査員については、習熟度を見なが ら、段階的に指導する。	県外委託分の認定調査:100%	調査員間での認定調査項目の標準化に 取り組むとともに、適正かつ公平な要介護 認定が行えるようにするため。	特になし	・書類等による点検:100% ・新任調査員に予定通り指導した	書類等による点検:100%	県外は全般的に特記事項が少なく 確認が必要である	変更なく、来年度以降も継続。	特になし
		要介護認定の適正化 (一次判定から二次判定の軽重 度変更率の地域格差及び保険 者内の合議体格差等についての 分析)		高幡事務局から配布される、各合議体の集計表を 確認し、軽重度変更率にあまりに差が出ている場 合は指導を行う。	合議体格差等の分析を年12 回実施	合議体間において、変更率の格差があ り、 その原因を明確化させるため。	特になし	書類等による点検:100% 指導案件はなし	書類等における点検:100%	変更なく、来年度以降も継続。	特になし	特になし
②	○	ケアプラン等の点検 (ケアプランの点検)		・町内の居宅介護支援事業所の全ケアマネジャー から各1事例ずつケアプランを提出していただき、 そのうち3件を対象にヒアリングと助言を行う。 ・地域包括支援センターの主任ケアマネジャーと 連携し、適切な点検を行う。	書類点検:町内全事業所の全 ケアマネジャー ヒアリング:3事業所の3ケア マネジャー	ケアマネジャーに対し、 利用者の意向に沿った自立をサポートす るケアプラン作成ができているかを確認す るため。	点検対象者が前回、前々回と 重複していたため、対象者の選出時に 偏らないように注意する。	書類等による点検:100%	ヒアリングは4事業所4人に実 施した。全事業所ケアマネ ジャーに対しフィードバックを行 う。	課題分析ができていないケアマネジャーがいる	特になし	特になし (保険者担当の業務負担に鑑み 委託の方向も検討する)
	○	ケアプラン等の点検 (住宅改修の点検)		・事前申請前に訪問調査を行い、必要性や適切な 内容であるか確認を行う。 ・事前申請時の理由書等を参考に対象者の身体 状態に合う改修内容となっているか確認する。 ・竣工写真により、改修が適切に行われたかを確 認する。 ・竣工写真では、内容がわかりづらいもの等があ る場合は受給者宅を訪問し、改修内容を確認す る。 ・不適切な箇所が見つかった場合は業者に伝達 するとともに、今後改修を行ううえでの参考とす る。	<施工前> 訪問調査による点検:100% 書類等による点検:100% <施工後> 書類等もしくは、必要時訪問 調査による点検:100%	受給者の状態に応じた適切な改修であ り、自立支援につながるかを確認するた め。	着手までに緊急を要するものが多い。 また、事前確認にあたる保険者の知識 判断力が必要である。	事前申請前に訪問調査を行い、必要性や 適切な内容であるか確認を行うとともに事 前申請の理由書等を参考に対象者の身体 状態に見合った改修内容となっているか 確認を行った。 また、竣工写真他により、適切な改修が行 われているか確認を行った。	<施工前> 訪問調査による点検:100% 書類等による点検:100% <施工後> 書類による点検:100%	事前申請前の立ち合い調査を100%行うこと で、被保険者・ケアマネジャー・業者・保険者と で協議・検討ができた。このことにより、必要な 改修が行われ、適切な給付ができた。	変更なく、来年度以降も継続。	特になし
		ケアプラン等の点検 (福祉用具購入・貸与調査)		・受給者の身体状況に応じた福祉用具であるか、 理由やケアプラン等で確認・点検し、必要性につ いて精査する。また、カタログ等により、該当商品 が一般的な価格のものが確認する。 ・購入後、一定期間が経過した後に、必要に応じ 利用状況を確認する。 ・例外給付分については、「軽度者の取り扱い要 領」により事前確認を行い、必要性について点検 を行う。	書類等による点検:100%	受給者の身体の状態や生活状況等によ り、購入・貸与の必要性等を確認するた め。	福祉用具の購入や例外給付を除く貸与 は、事前確認を必要としないため、 個別の修正が難しい。事前確認をする には人手不足等の課題がある。	受給者の身体状態に応じた福祉用具であ るか、理由やケアプラン等で確認・点検し、 必要性について精査を行った。 例外給付分については、「軽度者の取扱 い要領」により事前確認を行い、必要性に ついて点検を行った。	書類等による点検:100%	必要に応じて給付されていることを確認した。	変更なく、来年度以降も継続。	福祉用具の購入や例外給付を除く貸 与は、事前確認を必要としないいた め、個別の修正が難しい。事前確認を するには人手不足等の課題がある。
③		医療情報との突合・縦覧点検 (医療情報との突合)		国保連合会からの「医療情報との突合審査」結果 通知書で過誤処理の件数、給付費を把握し、過誤 処理が多く行われている事業所に対しては個別に 説明を行い、是正を図る。	国保連合会に委託:100%	事業所から不当な請求が行われている場 合や、請求内容の確認が不十分である場 合もあるため。	特になし	国保連合会に委託:100%	国保連合会に委託:100%	特に気になる事業所はなかった。	変更予定なく、来年度以降も継続。	特になし
		医療情報との突合・縦覧点検 (縦覧点検)		国保連合会からの「縦覧審査」結果通知書で過誤 納処理の件数、給付費を把握し、過誤処理が多く 行われている事業所に対しては個別に説明を行 い是正を図る。	国保連合会に100%委託	事業所から不当な請求が行われている場 合や、請求内容の確認が不十分である場 合もあるため。	特になし	国保連合会に委託:100%	国保連合会に委託:100%	特に気になる事業所はなかった。	変更なく、来年度以降も継続。	特になし
		ア「要介護認定期間の 半数を超える短期入所 受給者一覧表」		ケアマネジャーからのサービス計画確認書および 提供票実績とも突合を行い、一覧表を確認する。	書類等による点検:100%	適正な利用を確認するため。	特になし	書類等による点検:100%	書類等による点検:100%	適正な利用が来ている。	特になし	特になし
		イ「軽度の要介護者に かかる福祉用具貸与 品目一覧表」		・一覧表の内容を確認し、事前提出書類が提出さ れている受給者が確認する。 ・事前提出されていない受給者がいた場合は、事 業者等に受給者の状況と貸与の理由を確認す る。	事前提出書類との突合100% 事業者等への確認100%	適正な利用を確認するため。	特になし	書類等による点検:100%	書類等による点検:100%	適正な利用が来ている。	特になし	特になし
		ウ「居宅介護支援 再請求等状況一覧表」		実施の予定なし								
		国保連の適正化システムの 活用		ケアプラン点検の対象者、事業者抽出に活用す る。	帳簿の内容確認:100%	帳簿を活用し、不適切なサービスが提供さ れたケースがないか等の確認を行うため。	特になし	実施しなかった (国保連の適正カシステムの代わりに、独 自のシステムにてケアプラン点検対象者 の抽出を行った)				
		その他の適正化事業の取組		実施の予定なし				帳簿の内容確認:100%	帳簿の内容確認:100%	ケアプラン点検の手引きに基づいた対象者の 抽出を行った。不適切なサービス利用がない か確認しながら、事業者へのヒアリングまで適 切に行えた。	変更なく、来年度以降も継続。	特になし